

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築住宅課

不利益処分の内容	駐車場の使用許可の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市営住宅条例施行規則第19条
根拠条項	栃木市営住宅条例施行規則第19条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年12月20日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営住宅条例施行規則抜粋 (駐車場の使用許可の取消し)</p> <p>第19条 市長は、条例第24条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、駐車場の使用許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例、この規則の規定又は市長の指示に違反した場合</li> <li>(2) 事実を偽る等不正な行為により使用許可を受けたと判明した場合</li> <li>(3) 誓約書の記載事項に違反した場合</li> <li>(4) 市営住宅の家賃又は駐車場の使用料を3月以上滞納した場合</li> </ol>